

平成 29 年度第三者評価関係資料集

一般財団法人 短期大学基準協会

目 次

1 . 短期大学基準協会第三者評価要綱	1
2 . 一般財団法人短期大学基準協会 第三者評価実施規程	13
3 . 平成 29 年度第三者評価実施要領	21
4 . 短期大学評価基準.....	31

短期大学基準協会 第三者評価要綱

平成 16 年 10 月制定
(平成 24 年 4 月改定)

一般財団法人短期大学基準協会

目次

はじめに	3
1. 一般財団法人短期大学基準協会 (Japan Association for College Accreditation) が行う第三者評価	3
2. 目的と基本方針	4
3. 短期大学評価基準	4
4. 評価の特色	5
5. 評価の実施体制	6
6. 評価の実施方法	8
7. 異議申立て及び意見申立ての機会	9
8. 評価結果の公表	9
9. 評価の申し込み及びスケジュール等	9
10. 再評価	10
11. 評価システムの改善	11
12. 第三者評価に係る手数料の額等	11
13. 変更の届出	11
14. 第三者評価システムの公表の方法	11
おわりに	12

この要綱にかかわる財団名称の変更は、平成 23 年 2 月に全面改定を行ったものに、平成 24 年 4 月に一般財団法人に移行したことに伴い行ったものです。

はじめに

平成 3 年の大学審議会答申「大学教育の改善について」とその後の法令等の改正により、短期大学設置基準の弾力化が進められ、それに伴い短期大学関係者の意識改革が求められる中で、その改革の基本的な方法として、自己点検・評価の組織的な導入の必要性が認識されることとなりました。その後、国際的な諸状況への対応と先端技術開発をめぐる国際競争の激化が大学改革の加速化を促す中で、自己点検・評価は努力義務から義務化に転じ、その上で、相互評価の必要性も答申されました。さらに第三者評価の必要性が示されて、学校教育法改正による認証評価制度の創設に至ったわけで、この間はわずかに 12 年を数えるに過ぎず、すさまじい変転と言うべきものでした。

こうした流れの中で、平成 6 年 4 月、日本私立短期大学協会の春季定期総会において「短期大学基準協会」の設立が決議され、発足いたしました。その設立の趣意と事業計画の骨子は、

(1) 短期大学教育の水準の維持向上を図ること、(2) 短期大学の自己点検・評価による改善を支援することであり、具体的には、(a) 会員校から短期大学の現況及び自己点検・評価と改善の努力が明らかになる資料の提出を求めること、(b) 会員校からの相談に応じ助言、援助を行うこと、(c) 短期大学を中心とする高等教育に関する調査研究を行うことでした。そこでは日本私立短期大学協会のすべての会員校が、設立と同時に短期大学基準協会の会員となる穏やかな加盟をその組織化の基本に据えました。

今、改めて再認識しておきたいのは、短期大学基準協会の設立と、日本私立短期大学協会の全会員校による短期大学基準協会への加盟が実現したのは、第三者評価が義務付けられる以前であり、今日の「認証評価」が、当時の答申のいずこにもその片鱗さえ現われていなかった時期であり、短期大学基準協会こそが「評価文化」の育成を短期大学関係者の協力によって真剣に進めようと呼び掛けていた事実です。このような会員校間の自律性によって、互いに自らの教育研究の水準の向上に資する評価を実施しようとする精神は、認証評価機関としての現一般財団法人短期大学基準協会が実施する第三者評価に生きており、その評価の基本方針や特色につながっています。

1. 一般財団法人短期大学基準協会

(Japan Association for College Accreditation) が行う第三者評価

本協会は、学校教育法第 110 条に基づき短期大学の認証評価を行う認証評価機関であり、平成 17 年度から第三者評価（法にいう認証評価）を開始しました。本協会の第三者評価に係る目的と基本方針は、教育の質の保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。

第三者評価は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の第三者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、評価委員会において適格・不適格・保留の判定案が作成され、理事会の審議を経て本協会の評価結果が確定します。評価結果の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。

ピア・レビューの精神は、高等教育機関である短期大学の第三者評価においては極めて重要であり、我が国の短期大学関係者により機関を評価するということを意味します。もちろん、第三者評価の客観性を高めるためには、短期大学の関係者のみならず、本協会以外の学識経験者の意見も評価結果に反映されます。したがって、本協会が行う短期大学の第三者評価において、適格の判定を受けた短期大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。

しかしながら、全く改善点のない適格認定は、存在しません。第三者評価は、部分的なものでなく評価時点における包括的な評価です。それゆえ適格の判定は、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することですが、評価の後で生じた大幅な変更、すなわち、判定後の教育目標・方法や財務を含む管理運営に変更が生じた場合、その変更内容は第三者評価の評価結果に含まれるわけではありません。

また、本協会は、評価を受けた短期大学からの異議申立て及び意見申立ての機会を設けるとともに、社会的説明責任を果たすために評価結果を広く社会に公表することにより、評価の透明性を確保し、社会からの短期大学教育に対する理解と支持が得られるよう努力します。また、評価システム全般を公開することにより、社会及び短期大学関係者からの信頼にこたえるとともに、評価システムの不断の改善に努めます。

2. 目的と基本方針

本協会が行う第三者評価の目的は、個々の短期大学がその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育研究活動の継続的な質保証を実現することを支援するところにあり、すべての短期大学（文部科学大臣による設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象に、短期大学教育の向上・充実の状況を、以下の評価の基本方針に基づき、評価します。

(1) 短期大学評価基準に基づく評価

本協会が行う第三者評価は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしているか否かで評価します。短期大学評価基準は、高等教育機関である短期大学の水準について設定されています。

(2) 短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価

本協会の行う評価が短期大学評価基準に基づく評価だけであれば、その意義は生かされません。なぜなら全国の短期大学は、独自の建学の精神、設置学科、学生定員あるいは地獄的背景の下に、多様な教育活動を展開しているからです。本協会の実施する評価は、短期大学評価基準に基づく評価と、対話を中心としたピア・レビューを通して、それぞれの短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価を合わせて実施することから、格付け評価やランキング評価とは異なります。

3. 短期大学評価基準

本協会の平成 24 年度からの評価は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、

短期大学が日常的に自己点検・評価が可能となるよう評価領域を再編成することとしました。再編成では、従前の10の評価領域を四つの「基準」にまとめ、短期大学の日常的な自己点検・評価の作業の展開を一層しやすくし、また、複数の領域にまたがって同一の記述を求めるような自己点検・評価の記述の重複を見直すとともに、短期大学独自の特色を生かした記述を追加し、自己点検・評価報告書を作成しやすいように改善しています。さらに現下の高等教育を取り巻く環境変化にかんがみ、各短期大学が自らの経営分析による経営の健全化を図る項目も追加しました。この4基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」と表しました。加えて、選択的評価基準も新たに設け、各短期大学の建学の精神に基づいた特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。

4. 評価の特色

(1) 短期大学の主体的改革・改善を支援する評価

本協会が行う第三者評価は、短期大学評価基準の4基準「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」の下に、教育活動を中心として、教育研究、組織運営、施設設備、財務等の包括的な状況について、適格・不適格・保留という形で機関別評価の判定をします。また、その判定とは別に、基準ごとの「三つの意見」（①特に優れた試みと評価できる事項、②向上・充実のための課題、③早急に改善を要すると判断される事項）を公表します。この「三つの意見」は、自己点検・評価報告書の書面調査を踏まえた訪問調査のピア・レビューにおいて、評価を受ける短期大学と評価チームの対話によって生成、創造された成果です。したがって、記述の内容は、当該短期大学の主体的な改革・改善を支援するものとなっています。

(2) ピア・レビュー

ピア・レビューの本来の意味は、同じ専門性に立つ者同士が互いに支援しあう意図に基づいて、評価を行うものであり、評価員に求められる資質は、専門性、判断力、協調性、見識、公平性、奉仕の精神です。本協会のピア・レビューは短期大学の評価ができる資質を持ち得た者、すなわち短期大学教育に精通した者による評価を行うことであり、そのため評価員には、こうした資質を持った短期大学の理事長・学長、教授陣、運営・経営担当の事務職員のほか、学識経験者等が選任されます。

ピア・レビューは、自己点検・評価報告書の書面調査、訪問調査、評価委員会、理事会において実施されます。

また、本協会は、短期大学評価基準に則した適切なピア・レビューを実施するため、評価員及びALO（Accreditation Liaison Officer：第三者評価連絡調整責任者）を対象にした研修を実施します。さらに、会員校を支援するための研修会等も予定しています。

(3) 自己点検・評価に基づく評価

本協会が行う第三者評価は、自己点検・評価活動に基づく判定を基礎としています。短期大学は、評価を受ける際に、本協会が示す短期大学評価基準に基づき、自己点検・評価報告書を作成します。この自己点検・評価報告書を基に、評価員がピア・レビューを開始しますが、評価の過程で何より重要なことは、自己点検・評価報告書への誠実な記述です。各短期大学においては、自己点検・評価報告書作成マニュアル（以下「報告書作成マニュアル」という。）を参考にして、短期大学のありのままの状況について、自己点検・評価報告書を作成することが求められます。

(4) ALO の配置・育成

自己点検・評価活動や第三者評価が円滑に行われるためには、評価を受ける短期大学において、自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成、資料（提出資料及び備付資料）の選別又は作成、学内調整、本協会及び評価員との連絡、評価に係る情報収集等に中心的な役割を担う組織の構築と、その責任者の配置が必要です。

本協会では、その責任者を ALO と称し、原則として自己点検・評価活動等の経験を有する中堅以上の教員で、一定の権限を有する方の任命をお願いしています。なお、ALO はできれば理事長又は学長直轄の組織の責任者として位置付けられることが望ましいと考えています。ALO には、適切な時期に研修会等を開催し、また必要により各短期大学の理事長、学長等への説明会等を開催します。評価を受ける際には、各短期大学の評価活動の必要に応じて、ALO 補佐の配置も可能です。

会員以外の短期大学が本協会の第三者評価を希望する場合は、会員校と同様に ALO の配置をお願いすることとします。

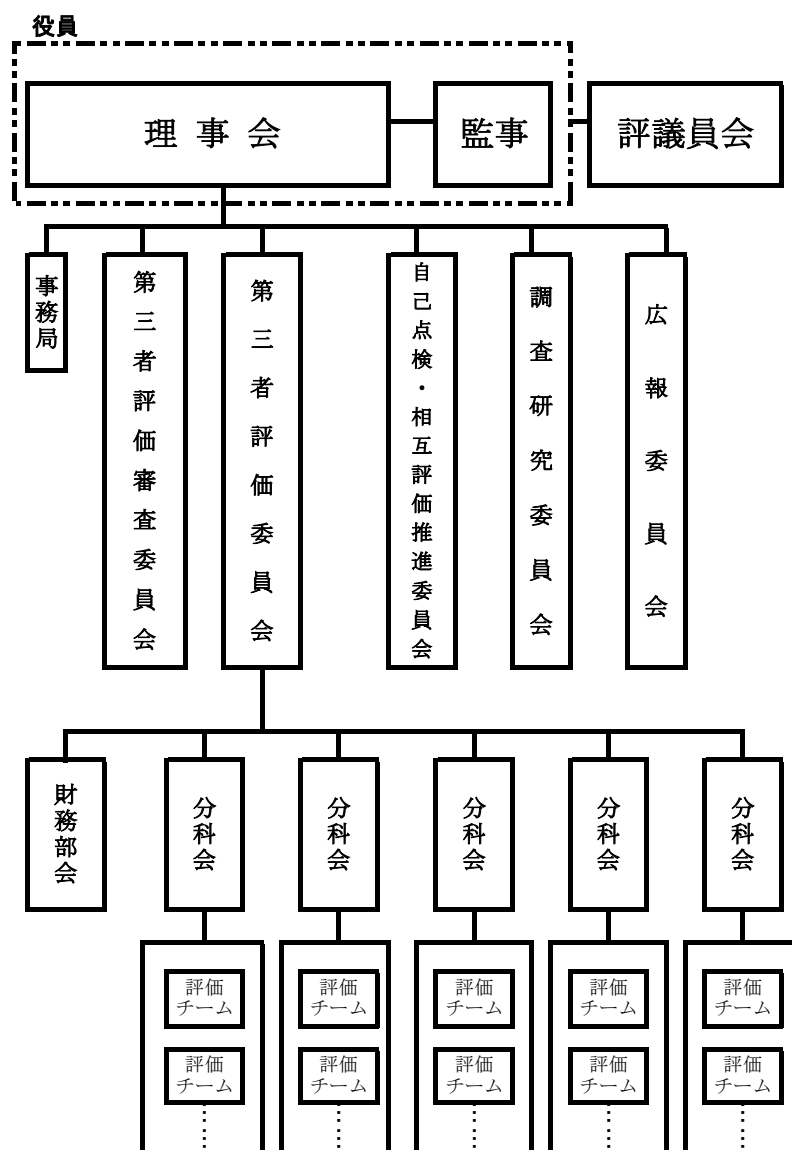
5. 評価の実施体制

(1) 第三者評価を支える本協会の実施体制

第三者評価の実施に当たっては、理事会の下に短期大学関係者や学識経験者等による評価委員会を設け、併せて申し込み件数に応じて評価委員会の下に具体的な評価作業を行う評価チーム（1 チーム 4 名程度）を、評価を受ける短期大学ごとに編成します。評価チームの構成に当たっては、評価チームの責任者を委嘱するとともに、当該短期大学の所在地や設置学科等の状況に応じた評価員を配置するよう努めます。さらに、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、評価委員会の下に複数の分科会を設け、機関別評価原案を作成します。なお、財的資源の評価については上記分科会とは別に財務部会を置き、評価チーム及び分科会と連携して評価に当たります。

また評価委員会のほかに、異議申立ての審査を行う「第三者評価審査委員会」（以下「審査委員会」という。）、第三者評価の基礎となる各短期大学における自己点検・評価活動及び短期大学間の相互評価を促進・支援する「自己点検・相互評価推進委員会」、短期大学教育の質保証及び評価システム全般について調査研究及び情報収集を行う「調査研究委員会」、広く社会から理解と支持を得るため、これら全般に関する資料の刊行及び情報の公開を行う「広報委員会」が参画することにより総合的に本協会の第三者評価活動を展開します。

一般財団法人短期大学基準協会の組織



(2) 評価員候補者の登録と評価員の研修

会員校には、原則として下表のように入学定員規模（通信による教育を行う学科のみを置く短期大学は別に定めます。）に応じて評価員候補者を推薦し、登録していただきます。また評価員候補者及び評価員に対しては研修会等を開催します。

評価員候補者の入学定員規模別推薦人数

入学定員規模別短期大学	推薦人数
入学定員 99 人以下の短期大学	1 名以上
入学定員 100～199 人の短期大学	2 名以上
入学定員 200～300 人の短期大学	3 名以上
入学定員 301 人以上の短期大学	4 名以上

6. 評価の実施方法

① 自己点検・評価報告書の作成

- i 評価を受ける短期大学は、報告書作成マニュアルに従って、自己点検・評価報告書を作成します。報告書には短期大学全体として、また、必要に応じて学科・専攻等の部門ごとに教育活動等の自己評価を記述します。
- ii この報告書（報告書作成マニュアルに記載の提出資料を含む。）は、定められた期日までに各評価員及び本協会に送付します。

② 各評価員による評価

- i 評価員は、送付された自己点検・評価報告書（提出資料を含む。）による、書面調査及び訪問調査を通じて、当該短期大学の状況を把握・分析・評価します。
- ii その評価は、短期大学評価基準に定める区分ごとに、当該短期大学が短期大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行います。

③ 評価チームによる基準別評価

- i 訪問調査終了時に評価員会議を開催し、各評価員の評価により、評価チームとしての評価をまとめます。この場合の評価も上記と同様、短期大学評価基準に定める基準それぞれに、当該短期大学の状況が短期大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行います。
- ii 評価員会議においては、各基準の合・否とは別に、当該短期大学の教育活動等の状況の内、特に優れている点、又は早急に改善を要すると思われる点、加えて教育活動等が向上・充実に向かうために必要な課題についても検討し見解をまとめます。
- iii 評価チームは、訪問調査終了後、定められた様式により、基準別評価を記載した評価票を作成し、期日までに評価委員会へ提出します。

④ 評価委員会による機関別評価

i 分科会における機関別評価原案の作成

評価を受ける短期大学数に応じた複数の分科会を評価委員会に置き、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、評価チームの責任者出席の下に審議を行い、機関別評価原案を作成します。評価は、当該短期大学の教育活動等の状況について適格・不適格・保留と判定します。

4 基準のすべてが合である場合を「適格」とします。

「不適格」は、短期大学評価基準を満たさず、当該短期大学の教育に重大な支障があると認められる場合、自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合、また重大な法令違反等がある場合の判定となります。なお、「適格」と判定を受けた場合においても前記の事実が明らかとなった場合には、「不適格」と再判定されます。

また、適格、不適格の判定に至らない場合には「保留」としてその理由を公表し、後述「10. 再評価」のとおり再評価を受けていただきます。

なお、自己点検・評価報告書の記載に著しい不備があり、訪問調査を経ても問題が解決しない場合、機関別評価の作業を中断することがあります。

ii 評価委員会における機関別評価案の作成

評価委員会においては、分科会で作成した原案について審議し、機関別評価案を作成します。

iii 評価委員会が作成した機関別評価案を当該短期大学に内示します。

iv この機関別評価案に対し、異議申立て又は意見申立てがある短期大学は、後述「7. 異議申立て及び意見申立ての機会」の手続きにより行います。

⑤ 理事会による評価結果の決定

評価委員会で作成した機関別評価案は、理事会において決定します。

⑥ 評価の公正を期するため、本協会が評価を受ける短期大学の利害関係者と認めるすべての者を当該短期大学の評価から排除します。

7. 異議申立て及び意見申立ての機会

第三者評価において、評価の結果は短期大学における教育活動等の改革・改善に役立てられることはもとより、広く社会に公表されることから、評価の公平性を確保する必要があります。このため評価結果を決定する前に、機関別評価案を当該短期大学に内示し、機関別評価案に対する異議申立て及び意見申立ての機会を設けます。異議申立ては機関別評価案の内、機関別評価の適否及び各基準の合否の判定を対象とし、意見申立てはそれ以外の事項を対象とします。

当該短期大学は内示を受けた後、30 日以内に異議申立て及び意見申立てを行うことができますが、期日までに申し立てがなかった場合は、機関別評価案を受け入れたものとみなします。

異議申立ての審査に当たっては、評価委員会とは別に異議申立てに対応する審査委員会において審査を行った上で、理事会において決定し、その結果を公表します。意見申立ての審査は評価委員会において行い、その結果は審査委員会及び理事会において承認の上、最終決定とします。

8. 評価結果の公表

本協会は、理事会において評価結果が確定した後、当該短期大学に通知するとともに機関別評価結果、その判定事由及び基準別評価結果について、刊行物への掲載、インターネット（ウェブサイト）の利用等広く社会に公表します。

9. 評価の申し込み及びスケジュール等

(1) 短期大学は、法令上、認証評価を7年以内に一度受けるものと定められています。

(2) 評価の申請は毎年度1回とし、評価を希望する短期大学は前年度の指定した日までに本協会に申し込みます。本協会では申し込まれた短期大学すべてについて、申し込みの翌年度に評価を実施することとしていますが、申し込み件数の多さなどにより評価の実施が困難な場合には、申し込み短期大学と調整します。

(3) 評価の申し込みを行った短期大学は、やむを得ない事情により評価の取下げを行う場合には、評価実施年の10月末日までに行うものとします。

評価のスケジュール

第三者評価実施の前年度	4月		
	5月	(5月下旬～6月上旬) 次年度第三者評価実施要領の通知・申込書送付 次年度第三者評価の申込受付	
	6月		
	7月		
	8月	(7月末) 次年度第三者評価申込締切	
	9月	(9月中旬～下旬) 次年度第三者評価の実施校の決定・通知 評価員の委嘱	
	10月	(9月～10月) 各短期大学のALLOに対する研修の実施	
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
第三者評価の実施年度	4月		短期大学の自己点検・評価活動
	5月		
	6月	自己点検・評価報告書の提出 (提出締切6月末)	
	7月	(7月上・中旬) 評価員研修会・評価チーム責任者研修会の実施 書面調査	
	8月		
	9月	訪問調査	
	10月		
	11月		
	12月	(11月上旬) 基準別評価票最終提出締切 (11月下旬) 分科会の開催	
	1月	(12月下旬) 機関別評価案を内示 (1月下旬) 異議申立て意見申立て締切 (1月下旬～2月上旬) 第三者評価審査委員会による審査	
	2月		
	3月	(3月下旬) 機関別評価の決定・通知、評価結果の公表	

10. 再評価

機関別評価結果が「保留」と判定された短期大学に対しては、当該短期大学の申請に基づき、再評価を行います。

再評価において、短期大学評価基準を満たした場合には、機関別評価結果を「適格」と判定

し、その旨公表します。また、再評価において、短期大学評価基準を満たしていない場合及び再評価を受けない場合には機関別評価結果を「不適格」と判定し、その旨公表します。

11. 評価システムの改善

本協会では各種の委員会等において、第三者評価の目的達成に資するため、より優れた評価システムの構築に向けて不断の努力を怠らず、本要綱、短期大学評価基準及び報告書作成マニュアル等の評価システム全体にわたる改善に努力します。あわせて評価を受けた短期大学をはじめ、評価員、その他の関係者から寄せられた意見等を踏まえ、本協会自らが点検・評価し、毎年評価方法等を見直し整備を図ります。その際は、事前に各短期大学 ALO 及び関係者に連絡するとともに、インターネット（ウェブサイト）の利用等広く社会に公表します。

12. 第三者評価に係る手数料の額等（平成 24 年度第三者評価申請短期大学から適用）

（1）第三者評価に係る手数料の額

- ① 会員短期大学が評価を受ける場合の評価料の額は次のとおりとします。（消費税別）
@1,300,000 円
- ② 非会員短期大学が評価を受ける場合の評価料の額は次のとおりとします。（消費税別）
@3,400,000 円
- ③ 再評価を受ける場合の評価料の額は次のとおりとします。（消費税別）
会員短期大学 @1,300,000 円
非会員短期大学 @1,900,000 円
- ④ 評価の中止を行った場合の評価料については、特別の理由がない限り返還しません。

（2）評価員の旅費

評価員が訪問調査を行う際の旅費は、本協会が別に定める規程に基づき支払います。

13. 変更の届出

本協会の第三者評価で適格と判定された短期大学が、その後の第三者評価を受けるまでの期間に、短期大学の名称・所在地、設置者、教育目的、教育研究に係る基本組織、入学・収容定員、学生募集停止などの大幅な変更を行った場合には、当該変更事項について本協会に届け出るものとします。その状況は、本協会のウェブサイトで公表します。

14. 第三者評価システムの公表の方法

学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に定められている①評価の対象、②大学評価基準及び評価方法、③評価の実施体制、④評価結果の公表の方法、⑤評価の周期、⑥評価に係る手数料の額は、本要綱及び短期大学評価基準に明記し、インターネット（ウェブサイト）の利用等広く社会に公表します。

おわりに

平成 8 年から短期大学間で自主的に始めた「短期大学間相互評価」において培ってきた「自覚と責任と知性の協働」の精神を受け継ぎ、平成 17 年度より第三者評価を開始しましたが、第 1 評価期間の 7 年間を終えるに当たり、新たな評価システムの見直し整備を図り、平成 24 年度の第三者評価から適用することといたしました。見直しに当たっては、ピア・レビューの精神を再確認するとともに、会員校、評価員、ALO の意見や要望、本協会に蓄積された評価の経験をはじめ、高等教育の質保証を中心とした国の政策動向も十分に踏まえたものとなりました。その内容は、冒頭の「1 .一般財団法人短期大学基準協会（Japan Association for College Accreditation）が行う第三者評価」の基本方針にも示したとおりであり、各短期大学及び本協会あるいは関係者が一体となって、評価制度の基本的な理念を共有することが何よりも大切です。

今後、ますます短期大学は厳しい状況に置かれ、それを克服するためには、一層の自らの努力によって向上・充実に向かうこと以外にありません。本協会の第三者評価がそうした機会を更に拡充させ、我が国の短期大学教育の一層の振興に寄与することを切に祈る次第です。

一般財団法人短期大学基準協会

第三者評価実施規程

平成 1 7 年 4 月制定
(平成 2 7 年 5 月改正)

一般財団法人 短期大学基準協会

一般財団法人短期大学基準協会第三者評価実施規程

【平成 17 年 4 月 14 日制定】

【平成 20 年 3 月 19 日改正】

【平成 23 年 5 月 26 日改正】

【平成 24 年 3 月 15 日改正】

【平成 27 年 5 月 21 日改正】

（目的）

第 1 条 一般財団法人短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）定款（以下「定款」という。）第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、短期大学の教育研究活動等についての総合的な評価（以下「第三者評価」という。）を行うため、その実施に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（対象）

第 2 条 第三者評価の対象は、次の各号に掲げる設置後完成年度を経過した短期大学とする。

- (1) 定款第 4 2 条第 2 項及び寄附行為附則第 4 項の規定に基づき入会を承認された短期大学（第 2 0 条において「会員」という。）
- (2) 前号以外の短期大学で、基準協会が実施する第三者評価を受けることを希望する短期大学（第 2 0 条において「非会員」という。）

（申し込み）

第 3 条 第三者評価を希望する短期大学は、評価を実施する前年度の 7 月末日までに別に定める様式により申し込みを行うものとする。

- 2 第三者評価は短期大学の希望する年度において実施するものとする。ただし、申し込み件数の多さなどにより評価の実施が困難な場合には、申し込み短期大学と調整することができる。
- 3 第 1 項の規定により申し込みを行った短期大学は、その後、やむを得ない事情により評価の取下げを行う場合には、基準協会と協議の上、評価実施年の 1 0 月末日までに行うものとする。

（評価基準）

第 4 条 基準協会が行う第三者評価の評価基準は、別に定める。

- 2 評価基準を定め、又は変更する場合は、その案を公表し、広く社会から意見を求めた上でこれを行う。

（実施体制）

第 5 条 第三者評価は、理事会に置かれる第三者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。

- 2 評価委員会に関し必要な事項は別に定める。

（AL O の配置及び登録等）

第6条 第三者評価を希望する短期大学は、自己点検・評価活動並びに基準協会及び評価員との連絡調整等を円滑に行うため、AL O(第三者評価連絡調整責任者)を置くものとする。

2 前項の短期大学は、基準協会が指定した期日までに所定の手続きによりAL Oを登録するものとする。

3 AL Oは、基準協会が開催する指定の研修会等に参加するものとする。

4 AL Oに変更が生じた場合は、別に定める様式により変更手続きを行うものとする。

5 第1項に規定する短期大学は、必要に応じAL Oを補佐するためにAL O補佐を置くことができる。AL O補佐を置いた場合は、基準協会に報告するものとする。

(自己点検・評価報告書の作成・提出)

第7条 第3条第1項の規定により評価の申し込みを行った短期大学は、基準協会が別に定める自己点検・評価報告書作成マニュアルに従い自己点検・評価報告書を作成し、評価実施年の6月末日までに提出しなければならない。

(実施方法)

第8条 第三者評価は、前条の規定により短期大学から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査及び訪問調査により実施する。

2 評価チームは、前項の調査を行い、基準別評価票を作成し、評価委員会に提出する。

3 分科会は、基準別評価票に基づき、財的資源については財務部会と連携して、機関別評価原案を作成する。

4 評価委員会は、機関別評価原案に基づき、次の各号の定めにより機関別評価案を作成し、理事会に報告する。

(1) 短期大学評価基準を満たしている場合は、適格とする。

(2) 短期大学評価基準の一部を満たしていない場合において、当該短期大学の教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合には、改善事項及び改善報告書提出時期等の条件を付した上で適格とする。

(3) 短期大学評価基準を満たさず当該短期大学の教育に重大な支障があると認められる場合、自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反がある場合は不適格とする。

(4) 適格、不適格の判定に至らない場合は保留とする。

(評価の中断)

第9条 評価委員会は、第7条の規定により短期大学から提出された自己点検・評価報告書に著しい不備があり、評価の継続が困難と認めた場合には、評価を中断することがある。

2 評価委員会は、評価を中断した場合は、当該短期大学に対して理由を付して再度自己点検・評価報告書等の提出を求めることができるものとする。

3 評価委員会は、再度提出された自己点検・評価報告書等に著しい不備があり評価が困難な場合又は自己点検・評価報告書等が提出されない場合は、評価を中止する。

(機関別評価案の内示)

第10条 評価委員会は、第8条第4項の機関別評価案を当該短期大学に内示する。

(異議申立て及び意見申立ての機会及び審査)

第11条 前条の内示に対し、機関別評価の適否及び各基準の合否の判定に異議のある短期大学は、異議申立てを行うことができる。

2 前項の異議申立てに対しては、理事会に置かれる第三者評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、理事会に報告するものとする。

3 審査委員会に関する事項は、別に定める。

4 前条の内示に対し、第1項に定める異議申し立て以外の記述について意見のある短期大学は、意見の申立てを行うことができる。

5 前項の意見の申立てに対しては、評価委員会において審査し、審査委員会及び理事会に報告するものとする。

(機関別評価の決定及び通知)

第12条 評価委員会の機関別評価案及び異議申立てに係る審査委員会の審査結果に基づき、理事会において機関別評価結果を決定し、当該短期大学に通知する。

(保留の再評価)

第13条 前条の機関別評価結果が保留と判定された短期大学は、基準協会が指定する期間内に、再評価を受けなければならない。

2 再評価の実施方法等については、第3条第1項及び第7条から第11条の規定を適用する。

3 前項の規定にかかわらず、再評価を受ける場合で、評価を受けた年度の翌年度に再評価を受ける場合は、当該年度の4月末日までに別に定める様式により申し込みを行うものとする。

4 理事会は、再評価において短期大学評価基準を満たしている場合は適格とし、短期大学評価基準を満たしていない場合又は再評価を受けない場合には、機関別評価結果を不適格とし、当該短期大学に通知する。

(適格に条件を付した場合の措置)

第14条 機関別評価結果において、適格で条件が付された短期大学は、条件が付された事項について、基準協会が指定する期日までに改善報告書を提出しなければならない。

2 理事会は、条件を付した事項が基準協会が指定する期日までに改善されていないと評価委員会が判断した場合又は改善報告書が提出されない場合には、適格を取り消し不適格とし、当該短期大学に通知する。

(評価結果の再判定)

第15条 基準協会は、短期大学に機関別評価を適格と決定・通知した後に、評価を実施した年度における当該短期大学の状況が、次の各号のいずれかに該当するおそれのあるときには、評価委員会において調査を行い、それが事実であると判明した場合には、理事会において機関別評価結果を不適格と再判定し、その旨を当該短期大学に通知するとともに社会に公表するものとする。

(1) 短期大学評価基準を満たさず、当該短期大学の教育に重大な支障があると認められる場合

- (2) 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合
- (3) 重大な法令違反がある場合

(公正性の確保)

第16条 評価を受ける短期大学の利害関係者であると理事会が認める者は、当該短期大学を対象とする評価業務に従事することはできない。

(評価結果の公表)

第17条 第12条、第13条第4項及び第14条第2項により決定された機関別評価結果は、第三者評価結果報告書への掲載、インターネット（ウェブサイト）の利用等により広く社会に公表する。

(評価システムの公表等)

第18条 学校教育法施行規則第169条第1項第3号から第8号に規定する、基準協会が実施する第三者評価の内容は、インターネット（ウェブサイト）の利用等により広く社会に公表する。

- 2 前項に規定する内容を定め、又は変更する場合には、その案を公表し、広く社会から意見を求めた上でこれを行う。

(評価の周期)

第19条 短期大学は、文部科学大臣による設置認可後又は第三者評価を受けた年度の翌年度から7年以内ごとに第三者評価を受けるものとする。

(評価に係る評価料)

第20条 基準協会が行う第三者評価に係る評価料は、次のとおりとする。

- (1) 会員 1,300,000 円（消費税別）
- (2) 非会員 3,400,000 円（消費税別）
- 2 第三者評価の申し込みを行った短期大学は、前項の評価料を基準協会が指定した期日までに納入しなければならない。
- 3 第3条第3項の規定による評価の取下げを行った場合の評価料は、評価申込みを受理した後8か月以内に取下げた場合には評価料を徴収せず、評価申込みを受理した後9か月以上11か月以内に取下げた場合には評価料の2分の1の額を徴収し、評価申込みを受理した後12か月を経過して取下げた場合には、特別の理由がない限り、評価料を返還しないものとする。
- 4 第9条第3項に規定する評価の中止を行った場合の評価料については返還しない。
- 5 第13条第1項の規定による再評価を行う場合の評価料は、会員の場合にあっては1,300,000円とし、非会員の場合にあっては1,900,000円とする。

(評価員の旅費等)

第21条 基準協会は、評価員に対して、訪問調査及び指定する研修会の出席に係る旅費を支払うものとする。

- 2 前項に規定する旅費に関する事項は、別に定める。
- 3 基準協会は、訪問調査の前日に行われる事前打合わせのための会場費を負担するものとする。

(変更の届出)

第22条 機関別評価結果が適格とされた短期大学は、評価を受けた翌年度から6年間に於いて、短期大学の名称・所在地、設置者及び教育目的、教育研究に係る基本組織、入学・収容定員、学生募集停止などの変更を行った場合、当該変更事項について基準協会に届け出るものとする。

2 前項の届出に関する手続きについては別に定める。

3 基準協会は、第1項の届出の内容をインターネット(ウェブサイト)で公表するものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年3月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成24年度に係る第三者評価(評価に係る評価料を含む。)から適用する。
- 2 第21条の規定にかかわらず、平成23年度評価に係る評価員の旅費等については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月21日から施行する。

平成 29 年度第三者評価実施要領

平成 28 年 5 月

一般財団法人 短期大学基準協会

平成 29 年度第三者評価実施要領

一般財団法人短期大学基準協会

この要領は、「短期大学基準協会第三者評価要綱」及び「一般財団法人短期大学基準協会第三者評価実施規程」（以下「実施規程」という。）に基づき、平成 29 年度の第三者評価実施に関して手続きを進めるため、必要な事項をまとめたものです。

I 第三者評価の概要

1. 実施機関及び連絡先

一般財団法人短期大学基準協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11 第 2 星光ビル 6 階

Tel : 03-3261-3542（事業課）、03-3261-3594（代表）

Fax : 03-3261-8954

2. 目的

一般財団法人短期大学基準協会（以下、「基準協会」という。）が行う第三者評価は、短期大学教育の継続的な質の保証を図り、加えて短期大学の主体的な改革・改善を支援して、短期大学教育の向上・充実に資するとともに、評価システムや評価の結果を公表することによって広く社会の理解と支持を得ることを目的とします。

（第三者評価要綱）

3. 評価の対象

評価を希望するすべての短期大学（文部科学省の設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象とします。

（実施規程第 2 条）

4. 評価の周期

第三者評価は、文部科学大臣による設置認可後又は評価を受けた年度の翌年度から 7 年以内ごとに受けなければなりません。

（実施規程第 19 条）

5. ALOの配置及び登録

各短期大学において、自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成、資料（自己点検・評価作成マニュアルにいう提出資料及び備付資料）の選別・作成、学内調整、基準協会及び評価員との連絡、評価に係る情報収集等に中心的な役割を担う ALO（Accreditation Liaison Officer：第三者評価連絡調整責任者）を配置し、登録してください。

また、必要に応じて ALO を補佐するために ALO 補佐を置くこともできますので、ALO 補佐を置いた場合には、基準協会に報告してください。

(実施規程第 6 条)

6. 評価の実施体制

(1) 理事会

(2) 第三者評価委員会

① 分科会

当該年度の評価を受ける短期大学数に応じて複数設置します。

② 財務部会

評価チーム及び分科会と連携して評価を行います。

③ 評価チーム

1 校につき、評価員 4 名程度の評価チームを編成します。

④ 評価員

評価員候補者及び学識経験者から評価校数に応じて委嘱します。

(実施規程第 5 条)

(3) 第三者評価審査委員会

① 内示された機関別評価案に対する異議申立てについて審査を行います。

(実施規程第 11 条)

7. 評価の方法

(1) 評価の基本

短期大学設置基準を基礎とした短期大学評価基準による評価を基本としつつ、短期大学の個性を尊重する評価も併せて行います。

(2) 各評価員による評価

自己点検・評価報告書に基づき、書面調査及び訪問調査により、各評価員が短期大学評価基準に定める区分ごとに評価を行います。

(実施規程第 8 条)

(3) 評価チームによる基準別評価

各評価員による評価に基づき、評価チームが短期大学評価基準に定める基準ごとに評価を行います。

(実施規程第 8 条)

(4) 第三者評価委員会の分科会による機関別評価原案の作成

評価チームによる基準別評価に基づき、第三者評価委員会に置かれる分科会（評価チームを分担する）が機関別評価原案を作成します。なお、基準Ⅲの財的資源の評価については、評価チーム及び分科会と財務部会が連携して評価を行います。

(実施規程第 8 条)

(5) 第三者評価委員会による機関別評価案の作成と内示

分科会が作成した原案に基づき、第三者評価委員会が機関別評価案（適格・不適格・保留）を作成し、理事会に報告した後に当該短期大学に内示します。

（実施規程第 10 条）

(6) 理事会による機関別評価の確定

理事会は、第三者評価委員会が作成した機関別評価案及び異議申立てに係る第三者評価審査委員会の審査結果に基づき、機関別評価を確定し、当該短期大学に通知します。

（実施規程第 12 条）

8. 異議申立て及び意見申立ての機会

(1) 短期大学は、内示された機関別評価案について、機関別評価の適否及び各基準の合否の判定に異議がある場合、異議申立てを行うことができます。

（実施規程第 11 条）

(2) 異議申立てに対しては、第三者評価審査委員会において審査します。

（実施規程第 11 条）

(3) また、内示された機関別評価案の記述について、意見（字句の加筆・修正など）がある場合、意見申立てを行うことができます。

（実施規程第 11 条）

(4) 意見申立てに対しては、第三者評価委員会において審査し、第三者評価審査委員会及び理事会に報告し、決定します。

（実施規程第 11 条）

9. 機関別評価結果の公表

機関別評価結果については、第三者評価結果報告書への掲載及びウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。

（実施規程第 17 条）

10. 評価結果の再判定

短期大学に機関別評価を適格と決定・通知した後に、評価を実施した年度における当該短期大学の状況が、次のいずれかに該当するおそれのあるときには、第三者評価委員会において調査し、それが事実であると判明した場合には、理事会において機関別評価結果を不適格とします。

- 一 短期大学評価基準を満たさず、当該短期大学の教育に重大な支障があると認められる場合
- 二 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合
- 三 重大な法令違反がある場合

（実施規程第 15 条）

11. 評価に係る評価料等

(1) 評価に係る評価料

基準協会が行う第三者評価に係る評価料は、次のとおりです。

- 一 会 員 1,300,000 円（消費税別）
- 二 非会員 3,400,000 円（消費税別）

（実施規程第 20 条）

（2）評価員の旅費等

第三者評価の訪問調査及び指定する研修会の出席に係る評価員の旅費等（交通費、宿泊費、食事代等）を、「一般財団法人短期大学基準協会評価員旅費支給規程」に基づき支払います。また、訪問調査の前日に行われる事前打合せのための会場は基準協会で行います。

（実施規程第21条）

1 2．短期大学の名称等の変更の届出

機関別評価結果が適格とされた短期大学は、評価を受けた翌年度から 6 年間に於いて、短期大学の名称・所在地、設置者及び教育目的、教育研究に係る基本組織、入学・収容定員、学生募集停止などの変更を行った場合は、当該変更事項について基準協会に届け出るものとします。基準協会は、届出の内容をウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。

（実施規程第 22 条）

1 3．評価システムの改善と公表

基準協会の評価システムについては、不断に見直し・改善を図ることとし、その結果、評価システムを定め又は変更する場合は、案を公表し、広く社会から意見を求め検討を行い、結果を各短期大学関係者に連絡するとともに、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。

（実施規程第 18 条）

II 第三者評価の具体的な手続きと日程

1．第三者評価の申し込み

平成 29 年度に評価を希望する短期大学は、第三者評価申込書を平成 28 年 7 月 29 日〔消印有効〕までに提出してください。

なお、申し込みを行った短期大学が、その後、やむを得ない事情により評価の取り下げを行う場合には、基準協会と協議の上、平成 29 年 10 月 31 日までに行わなければなりません。

また、ALO の登録が済んでいない場合は、申し込みと同時に所定の様式にて連絡してください。

2．評価実施決定の通知

平成 28 年 9 月下旬頃に別途通知します。

3．評価料等の納入

評価料等の納入時期及び方法等については、別途通知します。

4. 自己点検・評価報告書（提出資料を含む）の作成及び提出

『自己点検・評価報告書作成マニュアル』（平成 29 年度評価用）に従って作成し、平成 29 年 6 月 30 日までに、次の提出先へ送付してください。

提出先：① 基準協会事務局

(a) 自己点検・評価報告書及び提出資料……………各 2 部

(b) 自己点検・評価報告書の電子データ〔提出資料「計算書類等の概要（過去 3 年間）」（書式 1～旧書式 2）〕……………1 部

② 評価チームの各評価員

(a) 自己点検・評価報告書及び提出資料……………各 1 部

(b) 自己点検・評価報告書の電子データ（提出資料のデータは除く）

……………各 1 部

5. 評価チームの通知

評価を担当する評価チーム（各評価員の氏名、自己点検・評価報告書・提出資料の送付先等）については、5 月下旬に通知します。

6. 書面調査（平成 29 年 7 月～8 月頃）

7. 訪問調査日程の決定

ALO は、チーム責任者と連絡をとり、訪問調査の日程を決定するとともに、基準協会事務局及び評価チームの各評価員に通知してください。

8. 訪問調査（平成 29 年 9 月～10 月頃）

9. 基準協会第三者評価委員会及び分科会による審議（平成 29 年 11～12 月頃）

10. 機関別評価案の内示

平成 29 年 12 月頃を予定しています。

(1) 機関別評価案に異議がある場合

内示された機関別評価案について、機関別評価の適否及び各基準の合否の判定に異議がある場合、内示後 30 日以内に基準協会理事長宛に書面で申し出てください。この異議申立てに対しては、第三者評価審査委員会において審査します。

(2) 機関別評価案に意見がある場合

内示された機関別評価案について、意見（字句の加筆・修正など）がある場合、内示後 30 日以内に第三者評価委員会委員長宛に書面で申し出てください。この意見申立てに対しては、第三者評価委員会において審査し、第三者評価審査委員会及び理事会に報告します。

1 1. 機関別評価の確定と評価結果の通知及び公表等

(1) 機関別評価の通知及び公表（平成 30 年 3 月下旬）

理事会において機関別評価の確定を行い、その結果を当該短期大学に通知するとともに、第三者評価結果報告書への掲載及びウェブサイト等で広く社会に公表します。

(2) 機関別評価結果が「保留」の場合

機関別評価結果が保留と判定された短期大学は、基準協会が別に指定する期間内に、再度自己点検・評価報告書を提出し、再評価を受けてください。なお、再評価を受けない場合は「不適格」となります。

(3) 適格に条件が付された場合

機関別評価結果において、適格で条件が付された短期大学は、条件が付された事項について、基準協会が指定する期日までに改善報告書を提出してください。改善報告書が提出されない場合には、適格を取り消し、不適格とします。

1 2. 申込者等の変更の届出

第三者評価の申し込み後、申込者（理事長・学長）及び ALO に変更がある場合は、その旨基準協会事務局までご連絡ください。

Ⅲ 平成29年度第三者評価スケジュール

＜短期大学基準協会＞

＜評価を受ける短期大学＞

平成28年		
	4月	
平成29年度第三者評価実施要領・申込書送付(本通知)	5月	
	6月	
	7月	(7月29日)平成29年度第三者評価の申込締切
	8月	(8月25日)平成29年度第三者評価ALO対象説明会
(9月下旬)評価を受ける短期大学の決定及び通知	9月	平成29年度第三者評価実施決定の通知を受理 自己点検・評価の実施と結果の取りまとめ及び報告書の作成
	10月	
	11月	
	12月	
平成29年		
	1月	
	2月	
	3月	
	4月	
	5月	
	6月	(6月30日)自己点検・評価報告書の提出締切
(7月中旬)平成29年度評価 評価員・ チーム責任者研修会	7月	評価チームと調整し、訪問調査の日程を決定
各評価員による評価	8月	
評価チームによる基準別評価	9月	訪問調査への対応
	10月	
(11月上旬)評価チームによる基準別評価票提出最終締切		
(11月下旬)第三者評価委員会分科会による 機関別評価原案の作成	11月	
(12月)第三者評価委員会による 機関別評価案の作成及び内示	12月	機関別評価案の検討
平成30年		
(異議申立てのあった場合)審査委員会による審査	1月	「異議申立て」、「意見申立て」 内示後30日以内に、異議・意見 申立書を提出
	2月	
(3月中旬)理事会による機関別評価の確定		
(3月下旬)機関別評価結果の短期大学への通知、公表 及び文部科学大臣への報告	3月	機関別評価結果の受理

短期大学評価基準

平成 16 年 10 月制定
(平成 27 年 7 月改定)

一般財団法人短期大学基準協会

目次

短期大学評価基準の趣旨	35 -
短期大学評価基準の構造	35 -
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	36 -
A 建学の精神	36 -
基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している。	36 -
B 教育の効果	36 -
基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標が確立している。	37 -
基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている。	37 -
基準Ⅰ-B-3 教育の質を保証している。	37 -
C 自己点検・評価	37 -
基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に に向けて努力している。	37 -
◇ 基準Ⅰについての特記事項	38 -
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	39 -
A 教育課程	39 -
基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。	39 -
基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。	40 -
基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。	40 -
基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。	40 -
基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。	40 -
B 学生支援	40 -
基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用して いる。	41 -
基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行って いる。	41 -
基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に 行っている。	42 -
基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。	42 -
基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。	42 -
◇ 基準Ⅱについての特記事項	43 -
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	44 -
A 人的資源	44 -

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。	44 -
基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。	45 -
基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。	45 -
基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。	45 -
B 物的資源	46 -
基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。	46 -
基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。	46 -
C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	46 -
基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。	47 -
D 財的資源	47 -
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	47 -
基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	47 -
◇ 基準Ⅲについての特記事項	48 -
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	49 -
A 理事長のリーダーシップ	49 -
基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。	50 -
B 学長のリーダーシップ	50 -
基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。	51 -
C ガバナンス	51 -
基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。	51 -
基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。	51 -
基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。	52 -
◇ 基準Ⅳについての特記事項	52 -
公立短期大学の評価基準	53 -
選択的評価基準	55 -
□ 教養教育の取り組みについて	55 -
基準（1） 教養教育の目的・目標を定めている。	55 -

- 基準 (2) 教養教育の内容と実施体制が確立している。 55 -
- 基準 (3) 教養教育を行う方法が確立している。 55 -
- 基準 (4) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。 55 -

□ 職業教育の取り組みについて 56 -

- 基準 (1) 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。 - 56 -
- 基準 (2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。 56 -
- 基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。 56 -
- 基準 (4) 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。 56 -
- 基準 (5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。 56 -
- 基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。 56 -

□ 地域貢献の取り組みについて 57 -

- 基準 (1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。 57 -
- 基準 (2) 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。 57 -
- 基準 (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。 - 57 -

短期大学評価基準の趣旨

短期大学が行う自己点検・評価は、第三者評価のためだけではなく、また、環境の変化への対応やコンプライアンスの強化を図るためだけでもない。自己点検・評価は、短期大学の社会的使命や独自性を認識し、各短期大学が自らの教育研究活動の継続的な質の保証を図るために積極的に取り組むべきものであり、ひいては、短期大学全体、高等教育全体の質の向上と同時に多様性を確保するための礎となるものである。短期大学は、学生や地域の幅広いニーズにこたえ、地域文化を継承していく存在であり、多様性が乏しくなっていくことは、活力を失うことと同義だと考える。短期大学が、地域に必要な存在としてより一層向上・充実していくためには、日常の教育研究活動や業務に自己点検・評価の視点を取り入れ、自主的な改革・改善に取り組んでいくことが肝要である。

短期大学による自己点検・評価は第三者評価の基礎であり、その促進は評価機関の責任の一部である。短期大学評価基準は、短期大学の改革・改善への刺激あるいは支援となることを企図して策定されている。

短期大学評価基準の構造

短期大学評価基準は大きく四つの基準から構成されており、まず、短期大学の教育の成果を把握した上で、改めてその責任と役割を確認し（基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果）、その達成のために提供される教育や支援の状況を明らかにして（基準Ⅱ 教育課程と学生支援）、その教育研究活動や短期大学組織を支える資源を把握し（基準Ⅲ 教育資源と財的資源）、全体を統制する仕組みを評価・点検する（基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス）ようになっており、短期大学が自ら全体を見渡して、体系的な自己点検・評価ができるように配慮している。4 基準（Ⅰ～Ⅳ）の下には必要に応じてテーマ（A～C）を置き、さらにそれらのテーマにおいて自己点検・評価の主眼となる事柄を区分（1～5）として表した。4 基準の大きなくりの下で、短期大学は関連ある事柄を有機的に自己点検・評価して記述するとともに、自らの状況や特徴を提示することが求められる。

また、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは 4 基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4 基準とは別に設定した。選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行う。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

建学の精神・教育理念、教育の目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの相互の関係について、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」の三つの方針を含めて明確に示す。

学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基にした学習成果の分析・評価を行い、恒常的かつ系統的な自己点検・評価に基づいて、教育の効果を査定する仕組みを確立し行っていることを明確に示す。

建学の精神は、短期大学の創設者・設置者の教育理念・理想を源にする大学経営の自主性を示すものであり、短期大学の教育の目的・目標と学習成果を達成するための基礎となるものである。そのため短期大学はこれを明確にして学内外に示すとともに、学内において共有することが重要である。建学の精神は、短期大学の継続的な発展を遂げるために自身の個性・特色として継承されるべきである。

建学の精神は、時代や社会の変化の中であって社会のニーズと結び付いているか、定期的に点検することが求められる。

教育の効果は、短期大学の教育の質を保証するものでなければならない。特に私立短期大学においては、建学の精神から成る独自性及び自主性に基づく特色とともに、人材の養成の成果が社会全体に影響を及ぼすことにかんがみ、公共性の高いものでなければならない。

教育の効果を高めるためには、建学の精神と結び付いた教育の目的・目標、教育課程及び教育プログラム並びに学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、その結果に基づき教育が効果的に行われているかを検証しなければならない。査定（アセスメント）は「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」（以下、三つの方針という）の関係を見直し整備するための PDCA サイクルを含む系統的なものである。短期大学は、学習成果を焦点とした教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践から得られる量的・質的データを根拠とした学習成果の分析・評価を行い、目標・計画の向上・充実を図る恒常的かつ系統的な自己点検・評価活動を行わなければならない。

A 建学の精神

短期大学は、学科・専攻課程の教育目的・目標、学習成果、教育課程及び教育プログラムの基礎となる建学の精神を学内外に示さなければならない。

基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している。

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

B 教育の効果

教育の効果は、学習成果を量的・質的データとして収集し、そのデータを分析・解釈し

て顕在化することで判定できる。

短期大学は、建学の精神に基づく教育目的・目標及び学習成果を明確にし、学内外に示す。教育の効果を改善するための査定（アセスメント）には、事実の評価、到達目標設定、計画（資源配分を含む）、実行、検証、改善という継続的で系統的な PDCA サイクルを用いなければならない。

短期大学は、自己点検・評価の取り組みを通じて学習成果を向上・充実させ、学位授与においては、社会に対して、根拠に基づく質保証を示さなければならない。

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

基準 I-B-3 教育の質を保証している。

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有している。

C 自己点検・評価

短期大学は教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学であり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組むべきである。また、理事長、学長など、大学の管理運営機関が自己点検・評価に率先して関わり、ALO の任務を支援し、その体制を構築しなければならない。自己点検・評価活動に際しては、次の四つの視点で進めることが重要である。①具体的活動を行っている当事者が責任者となる、②学習成果を焦点にする、③根拠に基づき誠実、公正、客観的に行う、④学内全体の対話を通じて改善方法を考え出す。

なお、自己点検・評価活動に加え、独自の外部評価や相互評価を行うことも有益である。

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

(5) 自己点検・評価の成果を活用している。

◇ 基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

期待される学習成果や学位授与の方針に基づく教育課程の編成と学習環境について明確に示す。

卒業、学位授与、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入などにつながる学習成果を保証していることを明確に示す。

学習成果が、社会的（国際的）に通用性が保証されるものであることを明確に示す。

学習を支援する環境（専門支援担当者の配置、図書館・学習資源センター等での学生支援なども含む）を整え、学習成果を向上させていることを明確に示す。

短期大学は、学科及び専攻課程別に建学の精神から成る教育の目的・目標、学習成果及び三つの方針を明確に学内外に示し、その実践においては設定どおりの学習成果を達成しなければならない。そのために、教育課程と学生支援は、学習成果の達成に向けて、三つの方針に基づく質の高い教育プログラム、学生支援サービス及び他の学習資源の活用を促進しなければならない。

学習成果の質を保証するためには、自ら掲げる教育の目的・目標、教育課程及び教育プログラム並びに学習成果について点検・評価する査定（アセスメント）の手法を有し、学習成果がそれらの結果として獲得されたものであることを証明しなければならない。

学習成果には、単に卒業要件の単位を充足することや資格を取得するというものだけでなく、高等教育の成果としての教養なども含まれる。学生が獲得した学習成果を量的・質的データとして測定し、学位授与の方針を満たすものであることを証明することで教育の質保証を図らなければならない。また、学習成果の量的・質的データには、卒業生の進路先における評価の聴取など、卒業後評価への取り組みも含まれる。

A 教育課程

短期大学は、学位授与の方針を定めて、体系的な教育課程を編成しなければならない。その学位授与の方針は、卒業、学位認定、成績評価の方針が明確であり、就職や他の高等教育機関への編入につながる学習成果を保証し、社会的（国際的）に通用性が保証されるものでなければならない。したがって、短期大学は、三つの方針を明確にし、それを基にして自己点検・評価を行い、質の向上・充実のための査定（アセスメント）を継続していかなければならない。

基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則等に規定している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ①学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ②成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。
 - ④通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の教員配置は、教員の資格・業績を適切に反映している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実質的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

B 学生支援

短期大学は、積極的に資源配分を整備して学生の学習支援を図り、成績評価基準に従って学習成果を評価し、学習成果の向上のために教育方法、教育課程及び教育プログラムの見直しを行わなければならない。

短期大学は、建学の精神と教育の目的・目標に基づいて、多様な学生を募集し、その入学を許可し、教育課程に基づき学習成果を獲得させる。学生支援は、学生のニーズを的確にとらえ、それに対応した学習支援の環境を整えることである。

短期大学は、学生の学習を支援するために図書館や学習資源センター等に専門性が高く、種類が豊富な資料を用意するとともに、学生支援のための専門の職員を配置することが望ましい。

短期大学は、学生生活支援のための組織や支援体制を整備しなければならない。

基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

- (1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ①教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
 - ②教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
 - ④教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
 - ⑤教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
 - ⑥教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑦教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
 - ⑧教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑨教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。

- (2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
- ②事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。
- ③事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
- ④事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
- ⑤事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。

- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ①図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ②教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
- ③教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
- ④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。
- ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教育目標を達成するために教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）及び財的資源を効果的に活用していることを明確に示す。

教育資源と財的資源の自己点検・評価を実施し、短期大学の向上・充実のための計画など点検結果について明確に示す。

短期大学は、経営指標に基づく実態を把握し、財務上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理していることを明確に示す。

短期大学は、教育資源（人的資源、物的資源、技術的資源）と財的資源を有効的に活用して、教育の効果を高めなければならない。

短期大学の経営においては、理事長や学長の姿勢や責任体制が重要であることは当然であるが、教職員においても使命感を持って職務を全うしなければ、教育の効果を高めることはできない。優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。それゆえ、短期大学の構成員は人的資源ととらえるべきである。健全な経営を推進するためには、経営者と教職員の協力体制とともに人的資源の資質向上が不可欠である。

施設設備に関して短期大学が最も取り組むべきことは、安全性の確保である。法令等に規定される通常の施設設備はもとより、非常時の学生の安全の確保や、情報伝達的手段に重点を置いた物的資源や技術的資源の整備が重要である。

短期大学の財的資源には、学生生徒等納付金、公的補助金、寄付金、事業収益、資産運用収益、その他の外部資金の受け入れなどがある。財的資源は、目的事業たる教育研究の遂行のために使用されるものであり、支出に当たっては、所定の手続きと意思決定機関による決定が必要である。短期大学は、教育資源と財的資源の有効な活用に加えて、学校教育法や私立学校法、中央教育審議会の答申等を踏まえた項目や、大学教育に関係する諸団体の客観的・数量的指標等を参考に自ら教育資源と財的資源を経営分析し、経営の健全化を図るために教育研究の活性化や経営改善への取り組みを自己点検・評価に取り入れなければならない。

A 人的資源

短期大学は、有能な教職員（人的資源）を雇用して、学習成果を獲得するための教育課程及び教育プログラムを構築し、教育の実践においては量的・質的データを基に学習成果を分析・評価し、恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行うとともに、三つの方針を見直し整備することが求められる。

教職員は、学習成果に照らした教育実践のために、PDCA サイクルによって、自ら日常的に点検・評価し、改善し、専門的人材として、たゆまぬ研鑽を積まなければならない。

そのために、短期大学は、組織的な FD・SD を推進し、時代の変化に対応できるよう教職員の資質、教育能力、専門的能力の向上を図らなければならない。

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。

- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD 活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD 活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

B 物的資源

短期大学は、教育課程と学生支援の充実のために、短期大学設置基準に規定される校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備・活用しなければならない。物的資源の整備（取得／処分）・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である。
 - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

技術的資源（ハード／ソフトウェア、専門的な支援等）をはじめとするその他の教育資源は、教育課程と学生支援を充実させるために十分なものでなければならない。技術的資源をはじめとするその他の教育資源の整備・活用は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

短期大学は、学生の学習、教育研究に対する学内外のネットワーク及び運営体制のニーズに合わせた技術的資源を有している。また、その利用については目的・行動指針を定め

るとともに、自己点検・評価を通じて活用している。

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

D 財的資源

財的資源は、教育課程と学生支援を充実させ、教育機関としての向上に十分なものでなければならない。財的資源の適切な配分によって、教育課程と学生支援を開発し、整備し、その向上が図られる。短期大学は、経営指標に基づく実態を把握し、財務上の安定を確保するように経営計画を策定し、管理する。財的資源の管理は、短期大学の設置者の事業計画に含まれ、計画的に実施しなければならない。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

- (1) 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- (2) 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計

画を策定し、管理している。

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ①学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ②人事計画が適切である。
 - ③施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

短期大学の教育の使命を果たすために、積極的にリーダーシップとガバナンスが発揮されていることを明確に示す。

理事長を中心とする管理運営組織が、経営責任の視点に立って学習成果を焦点とした短期大学教育の向上・充実を目指していることを明確に示す。

財務等の情報公開を通じて、社会に対して説明責任を果たし、関係者の理解と協力を得られるよう努めていることを明確に示す。

短期大学が継続的に発展するためには、リーダーシップとガバナンスが極めて重要である。

リーダーシップとは、短期大学の継続的な向上・充実を図るために、組織全体を動かす上で最も重要なことである。

ガバナンスとは、理事長・学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することである。

短期大学における最高意思決定機関は理事会である。理事長は、理事会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。また、教授会は学校教育法において、大学の重要事項を審議し、学長に意見を述べる機関として位置付けられている。学長は、短期大学の各々の規程に従い、教授会を通じてリーダーシップを発揮しなければならない。短期大学は、理事長と学長がリーダーシップを発揮し、理事会と教授会の責任と役割を明確にし、相互に協力して運営に当たる。

経営環境が厳しくなる中で、各短期大学は自ら経営改革を図ると同時に経営倫理の見直しを図らなければならない。組織体を経営するに当たっての倫理、「経営倫理」とは経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とバランスを取った組織経営を実践していくことであり、無責任な体質を脱却し、責任を明確にした経営システムを確立することである。経営倫理の確立を着実に推進し、定着させることが重要であり、理事長がその責任を果たす。

短期大学は、質の高い教育を行い、学生を教育して卒業させることが最も重要な使命であり、高い公共性と大きな社会的責任を有している。そのため短期大学は、社会や地域に対して積極的に財務情報・事業計画を公開し、関係者の理解と支援を得るために努力しなければならない。短期大学が、その透明性を確保して積極的な情報公開を進めていくことは、産学連携や地域貢献を図る上でも、寄付金や学校債を募集する上でも有効である。今後、多様な外部資金を導入するためにも、社会の理解と協力を得ることが必要であり、財務情報等の学内の情報を公開するとともに、社会に発信することが求められる。

短期大学は、学生の在学中に経営破たんに関与することがあってはならない。理事会は、その責任を十分に認識し、学習成果を焦点にした恒常的かつ系統的な自己点検・評価を行い、万が一にも破たん状態に関与すると判断する場合には、速やかに学生の募集停止を行い、部門の廃止への準備を進めることも必要である。これら一切の経営に関する計画の見直し整備を図ることはもとより、必要な決断は、リーダーシップとガバナンスの重要な責務である。

A 理事長のリーダーシップ

理事長は、建学の精神に基づき、学校法人の公共性を高め、短期大学経営を先導してい

くリーダーシップと経営責任を果たさなければならない。

理事会は理事長の経営判断や執行を補佐する最高意思決定機関であり、経営の効率性・合理性の追求だけでなく、倫理に基づく人間性・社会性とのバランスが取れた経営を実践し、理事長の経営責任と監事の監査機能の強化により、経営問題の解決やリスク・マネジメント（危機管理）を強化しなければならない。

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。

②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

②理事会は理事長が招集し、議長を務めている。

③理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。

②理事は、私立学校法第 38 条（役員の選任）の規定に基づき選任されている。

③学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

B 学長のリーダーシップ

学長は、建学の精神に基づき、教育の質を保証しなければならない。質の保証とは、教育課程と学生サービスに対する学生ニーズの評価、教育目的の設定、教員組織・施設設備・財的資源の配分、そして教育の実践について明確にすることである。また、教育目的・目標の達成のために、学習成果の質的・量的データを収集・解釈し、適切に教育機能を向上させるために自己点検・評価を行わなければならない。

教授会は、教授会規程に基づき、学長（又は規程に定める者）が議長となって法令に定められた事項その他教育研究に関する重要事項で学長が必要と定めたものについて意見を述べるほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。学長は、教授会の意見を聴いて、リーダーシップを発揮し、最終的な判断を行う。

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ①学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ②学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。
 - ③学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ①教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ②学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ④教授会の議事録を整備している。
 - ⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。
 - ⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

C ガバナンス

理事長・学長の意思決定やリーダーシップが短期大学の向上・充実に対して適切に発揮されていることを確認することがガバナンスであり、特に監事と評議員会がその役割を担い責任を果たす。

監事は、業務及び財産の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会へ提出しなければならない。

評議員会は、予算及び事業計画の諮問、決算報告、事業の実績報告の諮問など、原則として理事長及び理事会の諮問にこたえる。

基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、運営している。

基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

公立短期大学の評価基準

公立短期大学は、以下に示す箇所についてはこの評価基準を適用する。

◆「建学の精神」は、「設置の目的・使命」に読み替える。

◆基準Ⅲ 教育資源と財的資源：テーマ D 財的資源

①公立大学法人の場合

基準Ⅲ-D-1 (1) は、「資金収支及び事業活動収支」を「損益計算書」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (2) は、「事業活動収支」を「損益計算書」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (4) は、「学校法人」を「公立大学法人」に読み替える。

基準Ⅲ-D-1 (8) は、「教育研究経費は経常収益の 20%程度を超えている」に読み替える。

②公立大学法人以外の場合

「基準Ⅲ-D-1」及び「基準Ⅲ-D-2」を次のとおりとする。

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

- (1) 中・長期の事業計画に基づき毎年度予算が適切に立てられている。
- (2) 支出予算は適切に執行され、効率的に使われている。
- (3) 学内における予算配分状況及び手続きは適切である。
- (4) 収入支出決算の会計処理は地方自治法等に基づき適正に行われている。
- (5) 設置団体一般会計の一般財源に対する短期大学の経常費の割合は適切である。
- (6) 専任教員及び学生 1 人当たりの経常費は適切である。
- (7) 民間資金等外部資金の導入に努力している。
- (8) 授業料の額は適正である。また、収入は予定どおりである。

基準Ⅲ-D-2 財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設整備費）のバランスがとれている。
- (4) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

◆基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス：テーマ A 理事長のリーダーシップ

①公立大学法人の場合

「基準Ⅳ-A-1」を次のとおりとする。

基準Ⅳ-A-1 法令に基づき定められた定款に基づき公立大学法人の管理運営体制が確立している。

- (1) 理事長は、公立大学法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- (2) 経営審議機関、教育研究審議機関は適切に運営されている。
- (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

②公立大学法人以外の場合

基準Ⅳの「テーマ A 理事長のリーダーシップ」を削除する。

◆基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス：テーマ C ガバナンス

①公立大学法人の場合

「基準Ⅳ-C-1」及び「基準Ⅳ-C-2」を次のとおりとし、「基準Ⅳ-C-3」を削除する。

基準Ⅳ-C-1 監事は定款の規定に基づいて適切に業務を行っている。

- (1) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について、必要があると認めるときは理事長又は設立団体の長に意見を提出している。
- (3) 監事は、公立大学法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事長に提出している。

基準Ⅳ-C-2 ガバナンスが適切に機能している。

- (1) 公立大学法人及び短期大学は、中期目標・中期計画に基づいた毎年度の事業計画を適切に決定し、報告している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 財務諸表は、公立大学法人の経営状況及び財政状況を適正に表示している。
- (6) 監査法人の監査意見への対応は適切である。
- (7) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (8) 学校教育法施行規則、地方独立行政法人法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務状況を公開している。

②公立大学法人以外の場合

「基準Ⅳ-C-1」を次のとおりとし、「基準Ⅳ-C-2」及び「基準Ⅳ-C-3」を削除する。

基準Ⅳ-C-1 ガバナンスが適切に機能している。

- (1) 学長の選考は適切である。
- (2) 短期大学運営の意思決定は適切である。
- (3) 設置者との合意を図るシステムができている。
- (4) 外部の意見を取り入れる仕組みができている。
- (5) その他短期大学全体の管理運営体制と執行は適切である。また、今後の改善事項を確認している。
- (6) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

選択的評価基準

□ 教養教育の取り組みについて

学習成果には、知的な側面のみならず、規範意識と倫理性、感性と美意識、主体的に行動する力、バランス感覚、体力や精神力などを含めた総体的な概念としてとらえられる教養も含まれている。

短期大学における教養教育は、教育課程で培われるものに加え、独自の教育の目的・目標や教育成果を定めた特別なプログラム、例えば礼儀作法、教員や友人との日常的なコミュニケーションによる人間関係力、労作やサークル活動などを通じて育む協調性や指導力などの涵養、ボランティア活動、インターンシップなどの職業体験によって自己と社会とのかかわりや労働の義務について考えを深めることなども含んでいる。

これまで展開されてきた教養教育は、それぞれの短期大学の建学の精神に基づいた特色ある教育であり、今後も点検・評価を実施し、一層の充実を図ることが重要である。

基準（１） 教養教育の目的・目標を定めている。

基準（２） 教養教育の内容と実施体制が確立している。

基準（３） 教養教育を行う方法が確立している。

基準（４） 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

□ 職業教育の取り組みについて

短期大学は学校教育法第 108 条において、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を育成すること」を主な目的とすると規定されている。短期大学における職業教育に対する社会の期待は高い。また平成 23 年度から、短期大学設置基準において職業指導に関する取り組みが義務化され、短期大学は職業教育の一層の充実を図ることが求められている。

基準（1） 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

基準（2） 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

基準（3） 職業教育の内容と実施体制が確立している。

基準（4） 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

基準（5） 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

基準（6） 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

□ 地域貢献の取り組みについて

短期大学は地域文化の担い手である。地域住民をはじめ地域の公共機関や企業などから地域に必要不可欠な存在として認知され、支持されるよう、地域の幅広いニーズにこたえその活性化を図る責務を果たさなければならない。

基準（1） 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

基準（2） 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

基準（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。